

## 公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

江南市水道料金等取扱業務委託について、公募型プロポーザル方式により候補者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和5年6月30日

江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務名

水道料金等取扱業務委託

#### (2) 業務目的

令和6年3月31日をもって委託期間が満了する上記業務は、平成18年4月から民間企業への業務委託を開始し、過去4回契約の更新をしている。安定的な業務遂行、収納率の確保、事務の効率化、多様化した市民ニーズへの対応、経営の合理化及び効率化の促進を目的とし、今後も、経験とノウハウを持った民間企業に業務を委託するもの。

#### (3) 業務内容

- ア 窓口及び電話受付業務
- イ 検針業務
- ウ 水道料金等の調定及び収納業務
- エ 中止精算及び開栓・閉栓業務
- オ 滞納整理業務
- カ 給水停止業務
- キ 電算システムの構築及び運用業務
- ク 準給水装置の検針及び徴収業務
- ケ 帳票管理及び統計業務
- コ その他付帯業務

#### (4) 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 2. 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加者は、参加申込書の提出日現在において、以下の要件を満たすものとし、参加者が契約成立まで

の間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 江南市入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (3) 江南市業者指名停止基準（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止の措置期間中でない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でない者。
- (5) 「江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者。
- (6) 過去10年以内に江南市を除く給水人口5万人以上の水道事業体において、受付業務、検針業務、調定収納業務、開栓・閉栓業務並びに電算システムの構築及び運用業務について3年以上継続して包括的に受託し、現在も履行中又は完了した実績がある者。

### 3. 選考方法

上記「2 参加資格」を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を江南市水道料金等取扱業務委託プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行います。

### 4. 手続き等

- (1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

江南市水道事業 水道部 水道課 経営・業務グループ

〒483-8018 江南市般若町中山146番地

電話番号: 0587-53-3511

FAX 番号: 0587-53-3514

E-mail: [suido@city.konan.lg.jp](mailto:suido@city.konan.lg.jp)

- (2) 実施要綱等の配布

実施要綱その他の資料の配布については、次のとおりとします。

ア 配布期間

令和5年6月30日（金）から令和5年7月10日（月）まで

イ 配布場所

江南市ホームページ (<https://www.city.konan.lg.jp/jigyou/proposal/index.html>)

からダウンロードしてください。

ウ 配布する書類

実施要綱、参加申込書等様式、仕様書

(3) 参加申込書の提出

プロポーザルの参加申込者は、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書

イ 会社概要

ウ 業務実績確認書

※提出書類の詳細は、実施要綱に従ってください。

(4) 参加申込書の提出期限

令和5年7月10日(月) 午後5時まで(必着)

(5) 参加申込書の提出方法

持参または郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については参加申込者の自己責任とします。

(6) 参加申込書の提出先

上記「(1) 担当課」に同じ。

(7) 参加資格審査の結果通知

全ての参加申込者に対し、書面にて結果を通知します。

(8) 資料の閲覧・提供

ア 資料の閲覧・提供を受けることができる者は、参加資格審査結果の通知を受け参加資格を有することを認められた者のみとします。

イ 資料の閲覧、提供の時期

令和5年7月24日(月) から7月31日(月) の午前9時から午後5時(事前に担当者への連絡が必要です。)

ウ 閲覧場所

上記「(1) 担当課」に同じ。

(9) 実施要綱等に対する質問・応答

ア 実施要綱、仕様書等に対して質問することができる者は、参加資格審査結果の通知を受け参加資格を有することを認められた者のみとします。

イ 提出方法

質問書により電子メールにて提出してください。

ウ 提出期間

令和5年7月24日(月) から7月31日(月) 午後5時までに必着  
提出期間以降の質問は、一切受け付けません。

エ 回答方法

令和5年8月3日（木）に江南市ホームページで質問内容と回答を掲示します。

(10) 企画提案書の提出

プロポーザルの参加資格を認められた者は、次の書類を提出してください。

- ア 企画提案書
- イ 提案書
- ウ 会社概要及び財務状況
- エ 業務実績
- オ 業務提案
- カ 業務実施体制
- キ セキュリティ対策
- ク 参考見積書及び内訳

※提出書類の詳細は、実施要綱に従ってください。

(11) 企画提案書の提出期限

令和5年8月14日（月） 午後5時まで（必着）

(12) 企画提案書の提出方法

上記「(5) 参加申込書の提出方法」に同じ。

(13) 企画提案書の提出先

上記「(1) 担当課」に同じ。

(14) 企画提案に係るプレゼンテーション

- ア 実施日 令和5年8月21日（月）
- イ 実施場所 江南市水道事業 下般若配水場2階
- ウ 提案時間 30分間（提案説明は、本業務にを主に担当する者が行うこととします。） ※なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合があります。
- エ 質疑応答 10分間
- オ 参加人数 3名以内
- カ 提案内容は、企画提案書の内容に沿ったものとしてください。
- ク 参加者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとします。

(15) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての参加者に対し、書面にて結果を通知します。

通知日 令和5年8月29日（火）予定

(16) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提案者が1つのテーマに対して、2以上の提案をしたとき
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提案者が他人の提案の代理をしたとき

- オ 実施要綱等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- キ 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又はこれらが識別しがたい見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき
- ク 参考見積書の金額が、実施要綱に示す見積限度額を超過した場合
- ケ 前各号に定めるもののほか、選定委員会が、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったと認めたとき

(17) その他

ア 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において公募型プロポーザル方式に要した費用を江南市水道事業に請求することはできません。

イ 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、江南市水道事業が必要と認める場合には、江南市水道事業は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

## 5. その他の留意事項

詳細は、実施要綱、仕様書等によります。